

(別添 2)



令和 6 年度 輸入食品監視統計

令和 7 年 8 月
厚生労働省健康・生活衛生局

令和6年度輸入食品監視統計

令和6(2024)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和6年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,466,004件であり、届出重量は31,913,385トンであった。

検査は届出件数の8.4%にあたる206,227件について実施されている。内訳は、行政検査65,714件(2.7%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査162,335件(6.6%/うち、検査命令70,034件)、外国公的検査機関検査3,597件(0.1%)である。

このうち731件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の717,149件(29.1%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の329,370件(13.4%)、横浜277,131件(11.2%)、成田空港202,025件(8.2%)、名古屋146,311件(5.9%)、川崎146,194件(5.9%)、神戸104,242件(4.2%)、福岡103,549件(4.2%)の順であった。

3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数731件を条文別にみると、第13条違反の477件(65.9%)が最も多く、次いで第6条違反の193件(25.0%)、第12条違反43件(5.8%)、第18条違反21件(3.1%)、第10条違反2件(0.3%)の順であった。

731件中1件は第6条及び第12条違反、4件は第12条及び第13条違反

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具の313,516件(12.7%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具275,093件(11.2%)、アルコールを含む飲料208,342件(8.4%)、生鮮肉類(内臓を含む)187,299件(7.6%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)178,969件(7.3%)、割ぼう具147,723件(6.0%)であった。

また、違反状況をみると、種実類の105件(14.4%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)60件(8.2%)、野菜55件(7.5%)、穀類53件(7.3%)、果実の調整品49件(6.7%)、水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)36件(4.9%)の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図3のとおり。

5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(表5,図4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中華人民共和国の1,014,167件(41.1%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでフランス178,800件(7.3%)、アメリカ合衆国157,771件(6.4%)、タイ154,453件(6.3%)、ベトナム114,831件(4.7%)、大韓民国99,253件(4.0%)の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の193件(26.4%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ合衆国の90件(12.3%)、ベトナム67件(9.2%)、タイ44件(6.0%)、大韓民国33件(4.5%)、ネパール30件(4.1%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。